

2024.05.01

ESG リスクトピックス <2024 年度第 2 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<自然資本>

○政府の「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」公表、企業の行動指針と支援策示す

（参考情報：2024 年 3 月 29 日付 環境省 HP：https://www.env.go.jp/press/press_03041.html）

政府の「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」が 3 月 29 日、公表された。環境、農林水産、経済産業、国土交通各省が連名で発表した。本戦略は政府が 2023 年 3 月に閣議決定した「生物多様性国家戦略 2023-2030」と、同月に環境省が策定した「生物多様性民間参画ガイドライン（第 3 版）」をつなぐもの。本戦略は、自社の価値創造プロセスに自然の保全の概念を重要課題（マテリアリティ）として位置づける「ネイチャーポジティブ経営」の実現に向けて、企業の行動指針とそれを支援する国の施策を示す。

ネイチャーポジティブ経営への移行にあたって、本戦略は下表のとおり、5 つの行動指針を挙げている。

<ネイチャーポジティブ経営への移行にあたって企業が押えるべき要素（行動指針）>

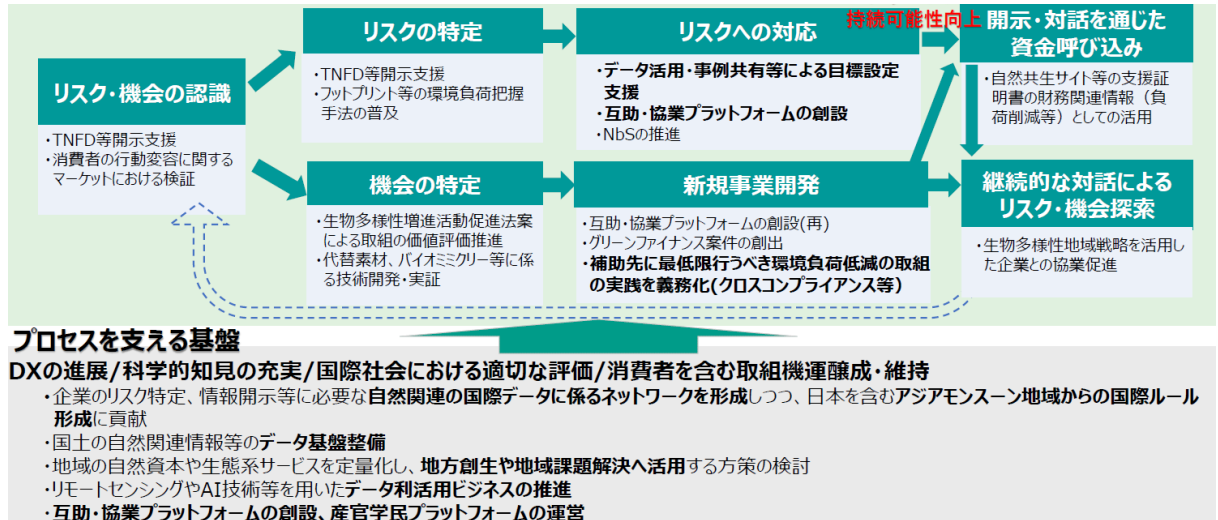
| | |
|---------------------------|--|
| 1. まずは足元の負荷低減を | 自然資本への負荷の回避・低減を検討した上で、自然資本にポジティブな影響を与える取組を検討（ミティゲーション・ヒエラルキー*） |
| 2. 総体的な負荷削減に向けた一歩ずつの取組も奨励 | 総体的な把握・削減を目指す。同時に自然資本との関係を踏まえつつ、事業の一部分から着手することも奨励 |
| 3. 損失のスピードダウンの取組にも価値 | 負荷の最小化と貢献の最大化を同時に図ることで、自然資本の回復力も含めたネイチャーポジティブを実現 |
| 4. 消費者ニーズの創出・充足 | 消費者ニーズを適切に把握するとともに創出し、ネイチャーポジティブに資する製品・サービスを市場に提供 |
| 5. 地域価値の向上にも貢献 | ネイチャーポジティブ経営が地域の生物多様性保全と地域課題の解決に寄与 |

（出典：ネイチャーポジティブ経済移行戦略概要）

本戦略は各企業に、バリューチェーンを含めた負荷の最小化および自然資本への貢献の最大化を求めている。一方で、上述の行動指針を満たしたとしても個々の企業の努力のみでネイチャーポジティブ経営へ移行することは困難で、国の施策による支援や行政・金融機関との連携が必要とした。

そのため、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）提言を踏まえて企業が自然関連リスク・機会を認識・特定し、対応する一連の価値創造プロセスに資する政策の方向性を提示している（下図）。

＜企業の「ネイチャーポジティブ経営」を支援する政策の方向性＞



(出典：ネイチャーポジティブ経済移行戦略概要)

例えば「リスクの特定」においては、バリューチェーン全体での自然資本との関係性の評価が可能となるようデータ基盤の整備や支援を行うとともに、自然資本への影響量を包括的に測る指標等の検討も進めるとしている。また「リスクへの対応」では、『サステナブル経営推進プラットフォーム(仮称)』の創設を通じて中小企業を含む企業間の互助・協業の推進を図る考えを示した。その上で、今後の課題として①自然資本・生物多様性クレジットやオフセット等の経済的手法の検討 ②自然資本の価値評価を効率的に組み込んで低負荷の製品・サービスの普及拡大を後押しすること ③国土利用や土地利用における自然の保全、復元、再生に関するランドデザイン——を挙げている。

企業は自然関連リスク・機会への対応を進めるなかで、このような政策動向も踏まえて取り組みを検討していく必要がある。

* ミティゲーション・ヒエラルキー(影響緩和ヒエラルキー)

環境保全措置を検討する際の優先順位または階層。回避、低減(最小化)、復元、オフセットの順で、事業が生物多様性と生態系サービスに与えるマイナスのインパクトを可能な限り軽減するための考え方。

<非財務情報開示>

○有報サステナ開示の国内基準（SSBJ）案が公表、CO2 排出はスコープ 3 の開示求める

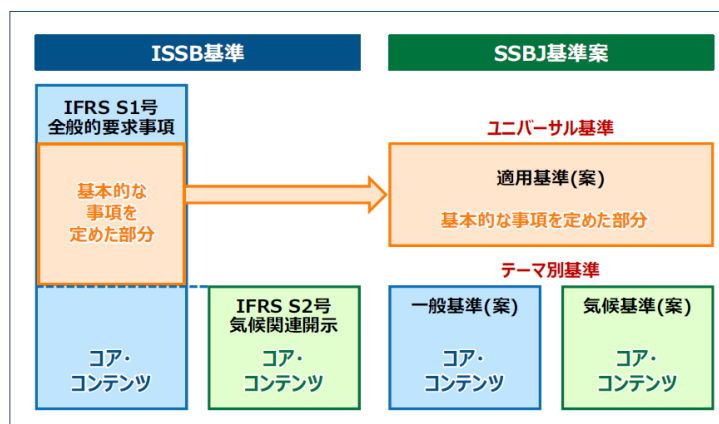
（参考情報：2024 年 3 月 29 日）

SSBJ HP：https://www.ssb-j.jp/jp/domestic_standards/exposure_draft/y2024/2024-0329.html

企業のサステナビリティ開示の国内基準の開発を担うサステナビリティ基準委員会（SSBJ）は 3 月 29 日、公開草案（SSBJ 基準案）を公表した。公表前から注目された二酸化炭素（CO2）排出量は「スコープ 3」の開示を求めた。自社事業に関連するカテゴリに応じた開示が必要になるが、同基準の採用初年度は免除される。本基準の有価証券報告書への強制適用の時期は、金融庁の金融審議会で検討する。プライム上場企業の一部からの段階的な適用が濃厚だ。*

SSBJ 基準案は、2023 年 6 月公表されたサステナビリティの国際基準（ISSB 基準）に対応した国内基準。今回の公開草案では、ISSB 基準の構成を組み換えた。ISSB 基準では、「全般的要求事項（S1）」と「気候関連開示（S2）」の 2 本立てだった。一方、SSBJ 基準案では、ISSB の「全般的要求事項（S1）」から基本的な事項を定めた部分を「ユニバーサル基準」として分離し、その下に「テーマ別基準」として「一般基準」と「気候基準」の 2 つをぶら下がる構成にした。

<ISSB と SSBJ 両基準の構成>



（出典：SSBJ 事務局「SSBJによるサステナビリティ開示基準案の概要」）

SSBJ 事務局が公開草案と併せて公表した解説資料によると、SSBJ 基準案は、東京証券取引所プライム市場の上場企業またその一部への適用を想定して開発した。開示情報の読み手に海外投資家も多く、他国企業との比較を可能にするため、日本の金融商品取引法で要求される会計基準（日本、米国または IFRS）のいずれかの会計基準に準拠した財務諸表に適用できる。

スコープ 3 の開示は、多くの企業で対応が課題になりそうだ。スコープ 3 は、主にサプライチェーンでの排出量からなる。自社の活動に関連する他社による排出のため、集計の難易度が高い。日本取引所グループ「TCFD 提言に沿った情報開示の実態調査」（23 年 1 月公表）によると、JPX 日経インデックス 400 構成銘柄企業のうち、スコープ 3 開示済みは 22 年 10 月末時点で 191 社（48%）だった。

SSBJ は、今回の草案と併せていくつかの論点を公表している。例えば、スコープ 1・2・3 の絶対総量の合計値を求める点で議論が分かれた。各スコープで、リスク・機会に対する影響や排出量の管理方法、排出に関する責任の度合い等情報の性格が大きく異なるのが理由。これを含め 24

年7月末までパブリックコメントを募る。その結果を踏まえて、24年度中に確定させる。

- * 金融庁の金融審議会での検討内容は、本号掲載の「金融庁がサステナ開示・保証制度化の検討開始、プライム企業義務化は最短27年3月期も」をご覧ください。

<非財務情報開示>

○金融庁がサステナ開示・保証制度化の検討開始、義務化はプライム企業先行で最短27年3月期も

(参考情報：2024年3月26日付 金融庁 HP：

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryoku/20240326.html)

金融庁の金融審議会は3月26日、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (WG)」の初会合を開いた。主に上場企業で、信頼性を確保しながらサステナビリティ情報を提供するための開示や保証の制度の検討に着手。本会合では、最も早い場合、東京証券取引所プライム市場の上場企業で2027年3月期決算に適用する案が示された。

国際的なベースラインの国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) に基づき、国内ではサステナビリティ基準委員会 (SSBJ) が3月29日、国内基準の公開草案を公表した*。将来的に SSBJ 基準が有価証券報告書のサステナビリティ情報の開示に適用される計画だ。WG では情報の信頼性を確保するための保証制度と併せ、基準と保証の導入タイミングとして2通りの案が示された。いずれの案も東証プライム上場の時価総額が大きい企業から対象を順次拡大し、2030年代にプライム上場全企業への適用を目指す。

<開示基準と保証制度の導入タイミング案>

| | |
|----|--|
| 案1 | <ul style="list-style-type: none"> ・2026年3月期の開示まで有報における SSBJ 基準は任意適用 ・2027年3月期から時価総額3兆円以上のプライム上場企業で基準の義務化開始 (同時点で保証制度は導入しない) ・2028年3月期から時価総額1兆円以上のプライム上場企業で基準の義務化、保証制度の導入が開始 ・2029年3月期以降は対象企業を順次拡大 |
| 案2 | <ul style="list-style-type: none"> ・2027年3月期の開示まで有報における SSBJ 基準は任意適用 ・2028年3月期から時価総額3兆円以上のプライム上場企業で基準の義務化、保証制度の導入が同時に開始 ・2029年3月期以降は対象企業を順次拡大 |

(出典：金融庁資料をもとにインタ総研作成)

いずれの案も、第一段階は時価総額3兆円以上の企業が対象だ。金融庁の資料によると、先行対象の企業は時価総額でプライム市場の55%を占めるが、企業数では69社にとどまる。適用開始の翌年には時価総額1兆円以上に対象を拡大するが、足元の株価で換算すると173社となる。一方、保証については業務の担い手や自主規制機関の役割等の論点が概要として示されたが、詳細は今後の検討課題とした。

当初の適用対象はプライム上場の一部企業に限られる見込みだが、サステナビリティ情報は幅広いバリューチェーンが開示の対象となるため、WG ではスタンダード・グロースの両市場に上場する企業も含め好事例等の提示によって開示の底上げを図る考えも示された。WG が示す時価総額ベースでは当初の対象企業は限定的だが、当該企業のバリューチェーンに属する場合は議論の動向や基準の任意適用も含めた対応が必要となりそうだ。また、決算日から3か月以内の開示が定められている有報での開示について、期間内にサステナビリティ情報に関する実務を終える

ことができるか等の課題が今後検討すべき論点に挙げた。

<WG が挙げた主な検討課題・論点>

- ・有報で SSBJ 基準に準拠したサステナビリティ情報を開示する場合、有報の提出期限である決算日後 3 か月以内に情報の作成・保証の作業を終えることが可能か
- ・バリューチェーンから取得する情報 (Scope3) など精度の低い情報について、虚偽記載に関するセーフハーバー (法令違反とならない範囲) を設けることが考えられるか
- ・サステナビリティ情報開示のための実務的な対応や、許容されうる簡便な対応を明らかにすべきではないか
- ・開示企業に対して何らかのメリットや負担軽減、開示の意義を実感できる仕組みはないか
- ・負担に配慮しながら開示を進めるために、具体的にどのような方策が考えられるか
- ・サステナビリティ開示基準に準拠した情報開示のためにどのような環境整備が必要になるか

(出典：金融庁資料をもとにインタ総研作成)

- * SSBJ 公開草案の解説は、本号掲載の「有報サステナ開示の国内基準 (SSBJ) 案が公表、CO2 のスコープ3 開示求める」をご覧ください。

<経済安全保障>

○「重要経済安保情報保護・活用法案」が衆院本会議で可決

(参考情報：衆院 HP :

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21309024.htm)

「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」が 4 月 9 日、衆院本会議で可決された。本法案は、政府が保有する経済安全保障上重要な情報として指定された情報へのアクセス資格を付与する制度 (いわゆるセキュリティ・クリアランス) を定めたものであり、今後参院での審議を経て成立する見通し。

本法案の主な内容は以下のとおりだ。

(1) 重用経済安保情報の指定

重要経済基盤 (重要なインフラや物資のサプライチェーン) に関する一定の情報 (重要経済基盤保護情報*) で、公になっていないもののうち、漏えいした場合に国の安全保障に支障を与えるおそれがある情報を、「重要経済安保情報」として行政機関の長が指定する (特定秘密**および特別防衛秘密***に該当する情報を除く)。有識者会議の最終とりまとめ****では、対象となる情報として、サイバー脅威・対策等に関する情報やサプライチェーン上の脆弱性関連情報等が例示されている。

(2) 民間企業に対するセキュリティ・クリアランス

民間企業が重要経済安保情報の提供を受ける場合、適合事業者としての認定を受けることが必要となる。適合事業者の基準については、「重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備等を設置していることその他政令で定める基準」(法案第 10 条 1 項) と定められており、今後制定される政令で詳細な基準が示される見込みである。

(3) 情報取扱者 (従業員) へのセキュリティ・クリアランス

企業が重要経済安保情報を取り扱う業務を行わせる従業員は、適性評価において信頼性の確認がされた者に限定される。適性評価は、行政機関の長によって本人の同意を得た上で実施される。適性評価にあたっては、以下の事項についての調査 (適性評価調査) が行わ

れる。

- 重要経済基盤毀損活動*****との関係に関する事項
- 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- 薬物の濫用及び影響に関する事項
- 精神疾患に関する事項
- 飲酒についての節度に関する事項
- 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

なお、適性評価調査は、適性評価を行う行政機関の長の求めに応じて、原則として内閣総理大臣（具体的には内閣府）が政令で定める方法で一元的に実施することとされている。

(4) 罰則

当該情報を漏えいした際には、罰則として5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、または両方が科せられる。さらに、両罰規定により行為者だけでなく法人に対しても罰金刑が科される。

本法案が成立した場合、企業はセキュリティ・クリアランスの獲得により、経済安全保障分野における政府調達などの事業に参画することが可能となり、ビジネスチャンスに繋がると考えられる。

また、日本のセキュリティ・クリアランス制度が外国政府から承認された場合、これまで同制度が存在しなかったために参画できなかった外国の機微情報を扱う国際共同事業への参画など、将来的に国際的な事業領域拡大に繋がることも期待できる。

セキュリティ・クリアランス取得を目指す企業においては、適性評価の対象となる従業員のプライバシーの尊重に努めながら、十分な事前説明や同意取得を行い、また、同意を拒否したり、取り下げたりした場合においてはそのことを理由とする不利益取扱いを行わないことが必要となる。従って、企業は、これらの点に留意して適性評価対象者の選定に係るプロセスを定めることが求められる。

また、現時点においては適合事業者の基準は明らかになっていないものの、制度の趣旨から、専用区画の設置などの厳格な情報管理体制が求められることが想定される。セキュリティ・クリアランスの取得を目指す企業においては、今後の動向を注視し、要求される情報管理体制の整備に取り組むことが必要であろう。

* 重要経済基盤保護情報とは、重要経済基盤に関する情報であって以下の事項に関するもの。（「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」第2条4項）

- ① 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画もしくは研究
- ② 重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの
- ③ ①の措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報
- ④ ②の情報の収集整理又はその能力

** 特定秘密は、「特定秘密保護法」第3条第1項に定義されている。

*** 特別防衛秘密は、「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」第1条第3項に定義されている。

**** 有識者会議（経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議）の最終とりまとめは、内閣官房の公開文書。（2024年1月19日）

https://www.cas.go.jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r5_dai9/siryou10.pdf

***** 重要経済基盤毀損活動とは、「重要経済基盤に関する公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、重要経済基盤に関して我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの並びに重要経済基盤に支障を生じさせるための活動であって、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人を当該主義主張に従わせ、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で行われるもの」（「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」第12条2項1号）

<環境法>

OEUで環境犯罪の制裁強化と犯罪リストを拡大する指令が成立

（参考情報：2024年3月26日付 European Council HP：

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/03/26/environmental-crime-council-clears-new-eu-law-with-tougher-sanctions-and-extended-list-of-offences/>）

欧州理事会は3月26日、「刑法による環境保護に関する指令」を採択した。本指令は、環境に関する刑事犯罪と刑罰の定義に関するEU全体の最低限の規則を定めているもの。2008年に制定された法律に取って代わる内容となっており、環境犯罪の捜査と起訴の強化が期待されている。犯罪を犯した法人には罰金が科され、最も重大な犯罪については法人の前事業年度における世界の総売上高の5%以上または4000万ユーロ、その他の犯罪については前事業年度における世界の総売上高の3%以上または2400万ユーロの罰金と定められている。

本指令案は2024年2月に欧州議会で採択されており、EU法の立法プロセスにしたがい、欧州理事会による採択をもって成立することとなった。これにより、各加盟国は指令で定められた政策目標と実施期限に従って、国内法の立法が求められる。本指令はEU域内で行われた犯罪が対象となっているが、加盟国は自国の領域外で行われた犯罪についても管轄権を拡大することが可能となっている。これは次の場合が想定されている。

- ①犯罪者が自国に常居している場合
- ②犯罪が自国の領域内に所在する法人の利益のために行われる場合
- ③犯罪が自国の国民などに対して行われる場合
- ④犯罪が自国の領域内の環境に深刻な危険をもたらした場合

本指令が規定する、環境犯罪を構成する行為の数は20である。これには、人の健康や自然環境に対して深刻な損害を与える物質の放出、汚染された船舶部品の違法なリサイクル、生態学的状態や量的状態に損害をもたらす地表水または地下水の取水、EU森林破壊防止規則で定められる商品や関連製品の輸出、保護区域内の生息地などの劣化を引き起こす行為、人の健康や自然環境に対して深刻な損害を与える侵略的外来種の持ち込み・上市・保管・使用など、オゾン破壊物質の生産・上市・輸出入などが挙げられている。また上記の行為については、犯罪の実行を教唆することや未遂の場合にも処罰することが求められている。

また本指令では、指令で言及されている犯罪行為が意図的に行われ、不可逆的または長期的な損害を引き起こした場合に適用される「適格犯罪」条項が導入されている。加盟国は適格犯罪を

犯した法人に対して、本指令で定義されている犯罪に対する罰則よりも厳しい罰則を、国内法にしたがって規定することが求められる。

加えて、EU加盟国は法人への追加措置による制裁を定めることが求められており、違反者に環境の回復や損害の補償を義務付けることや、公的資金へのアクセスからの除外、犯罪行為を引き起こした活動を行うための許認可の取り消しが挙げられる。

EU加盟国は本指令について、2年以内に国内法に適用することが求められている。前述のとおり本指令は環境犯罪に関する最低限の規則であり、加盟国によってはより厳しい規則を定める可能性がある。EU域内で活動を行う企業は、動向を注視する必要がある。

<ガバナンス>

○内部通報の認知、従業員の半数にとどまる、消費者庁の意識調査で判明

(参考情報：消費者庁 HP：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/research)

消費者庁は2月29日、「内部通報に関する意識調査（就労者1万人アンケート）結果」を公表した。2022年6月施行の改正公益通報者保護法で、従業員数301人以上の企業は内部通報対応体制の整備が義務付けられたが、本調査では義務対象の企業でも、およそ半数の従業員が内部通報制度や自社の通報窓口を十分理解・認知していない状況が明らかになった。

<理解度・認知度に関する設問における、従業員規模別の回答者分布>

| 従業員規模 | 設問 人数 | 内部通報制度の理解度 | | 自社通報窓口の認知度 | | |
|---------------------|----------------------|-------------------------|------------------------|-----------------|----------------------------|-------|
| | | 「よく知っている」または「ある程度知っている」 | 「名前は聞いたことがある」または「知らない」 | 「設置されている」と知っている | 「設置されていない」と知っているまたは「わからない」 | |
| 従業員規模 n = 10,000 | 3人以上 50人以下 | 2,297 | 23.6% | 76.4% | 9.1% | 90.9% |
| | 51人以上 100人以下 | 1,087 | 28.9% | 71.1% | 14.5% | 85.5% |
| | 101人以上 300人以下 | 1,616 | 35.8% | 64.2% | 23.1% | 76.9% |
| | 301人以上 1,000人以下 | 1,595 | 42.4% | 57.6% | 34.6% | 65.4% |
| | 1,001人以上 3,000人以下 | 1,097 | 48.5% | 51.5% | 44.5% | 55.5% |
| | 3,001人以上 5,000人以下 | 515 | 54.2% | 45.8% | 51.8% | 48.2% |
| | 5,001人以上 | 1,793 | 52.3% | 47.7% | 54.3% | 45.7% |

(出典：調査結果を基にインタ総研作成)

また、勤務先で法令違反を目撃した際の「通報意欲」については、回答者全体では「相談・通報する」「たぶん相談・通報する」の回答の合計が約6割であったのに対し、残る4割は相談・通報に消極的だった。相談・通報をしないと考える理由では「適切に対応してくれないと思う」「嫌がらせを受ける恐れがある」といった内部通報制度の運用への不信感が挙げられた。

このような調査結果も背景に、同庁は3月27日「不正の早期発見・是正に向けた経営トップに対する提言」を公表した。本提言は、企業不祥事の第三者委員会調査報告書265本を対象に、内部通報制度の運用を阻害する要因を分析し、その結果に基づき制度の実効性を確保するために企業が実施すべき事項を取りまとめたものである。本提言では、主に、「経営トップ自らが制度の意義等を理解しメッセージを発信すること」「従業員に繰り返し研修・教育すること」の重要性が強調されている。

調されている。

企業には、組織内の不正を早期に発見し適切に対処することで自社と従業員を守るためにも、22年の法改正を踏まえた体制整備にとどまらず、従業員や担当部署だけでなく経営も含めた組織全体での制度趣旨の理解度および通報窓口の認知度・信頼度の向上に取り組み、内部通報制度の実効性を高めることが求められる。

<サイバーセキュリティ>

○2030年のセキュリティリスク上位、スキル不足とパッチ未適用が上昇、EU機関が報告書

(参考情報：2024年3月27日付ニュースリリース：

<https://www.enisa.europa.eu/news/skills-shortage-and-unpatched-systems-soar-to-high-ranking-2030-cyber-threats>)

欧州連合（EU）の機関で加盟国全体のセキュリティレベルの維持・向上を目的とする欧州ネットワーク・情報セキュリティ機関（ENISA）は3月27日、2030年に予測される新たなサイバーセキュリティの脅威を包括的に分析し、潜在的な脅威を評価、予測、優先順位付けした報告書「Foresight Cybersecurity Threats for 2030」を公表した。

順位が大きく動いた脅威では、「スキル不足」が昨年の8位から2位に上昇、また「パッチ未適用のシステム」が15位から4位に上昇した。これらの結果は、サイバーセキュリティ人材の育成・教育に対する懸念と古いシステムの脆弱性を示しており、スキル不足は脆弱性管理を困難にし、セキュリティ対策の適用を遅らせる可能性があるため、両者は密接に関係している。

本報告書は、2023年に発行された報告書の第2版で、前回特定されたトップ10の脅威とそれぞれの傾向を、1年間の動向を探りながら再評価している。サイバーセキュリティの脅威をPESTLE（政治:Political、経済:Economic、社会:Social、技術:Technological、法律:Legal、環境:Environmental）の観点から踏まえ分析しているのが特徴だ。将来のサイバーセキュリティの課題に関する専門知識と見通しを提供するというENISAの戦略目的を達成するために作成され、現在のサイバーセキュリティの脅威状況の包括的な理解を助けている。組織は洗い出されたサイバーセキュリティの脅威に対して適切な対策を打つことが求められる。

<トップ10の脅威>

| No. | 概要 |
|-----|--|
| 1 | ソフトウェア依存のサプライチェーンの侵害 Supply Chain Compromise of Software Dependencies |
| 2 | スキル不足 Skill Shortage |
| 3 | サイバー・フィジカル・エコシステムにおけるヒューマンエラーと悪用されたレガシーシステム Human Error and Exploited Legacy Systems Within Cyber-Physical Ecosystems |
| 4 | 圧倒的なクロスセクター・テクノロジー・エコシステムにおけるパッチ未適用・時代遅れのシステムの悪用 [新たにトップ10入り] Exploitation of Unpatched and Out-of-date Systems within the Overwhelmed Cross-sector Tech Ecosystem [New in Top Ten] |
| 5 | デジタル監視の台頭 権威主義/プライバシーの喪失 Rise of Digital Surveillance Authoritarianism / Loss of Privacy |
| 6 | 単一障害点としての国境を越えたICTサービス・プロバイダー Cross-border ICT Service Providers as a Single Point of Failure |
| 7 | 高度な偽情報/影響操作キャンペーン |

| | Advanced Disinformation / Influence Operations (IO) Campaigns |
|----|--|
| 8 | 高度なハイブリッド型脅威の台頭 Rise of Advanced Hybrid Threats |
| 9 | AI の悪用 Abuse of AI |
| 10 | 重要なデジタル・インフラに対する自然/環境破壊の物理的影響 [新たにトップ 10 入り] Physical Impact of Natural/Environmental Disruptions on Critical Digital Infrastructure [New in Top Ten] |

(出典：ENISA「Foresight Cybersecurity Threats for 2030」を基にインタ総研作成)

<情報開示>

○機関投資家が重視する ESG 課題で「生物多様性」が急上昇、GPIF 調査

(参考情報：2024 年 3 月 11 日付 年金積立金管理運用独立行政法人 HP：

https://www.gpif.go.jp/esg-stw/20240311_esg_issues.pdf)

年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) は 3 月 11 日、株式・債券の運用機関が考える今年の「重大な ESG 課題」を発表した。それによると、昨年に比べて「生物多様性」を重視する回答が大きく増えた。国内株パッシブ*運用機関の 100%、国内株アクティブ**運用機関の 71% が回答した。前年はそれぞれ 83%、57% だった。なお、「情報開示」と「気候変動」はともに前年同様の 100% で、ここ数年の関心の高さを裏付ける結果だった。

<表：5 割超の運用機関が重大な ESG 課題として挙げた課題の比率>

| 凡例 | ESG 課題 | 2024 年 | | 2023 年 | |
|------------------|----------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
| | | 国内株 パッシブ | 国内株 アクティブ | 国内株 パッシブ | 国内株 アクティブ |
| E (環境) | 気候変動 | 100% | 100% | 100% | 100% |
| | 生物多様性 | 100% | 71% | 83% | 57% |
| | 廃棄物管理 | 67% | 71% | 67% | 57% |
| | 環境市場機会 | 67% | 71% | 67% | 57% |
| S (社会) | 人権と地域社会 | 100% | 71% | 100% | 71% |
| | 健康と安全 | 67% | 57% | 67% | 57% |
| | 労働基準 | 67% | 71% | 67% | 71% |
| G (ガバナンス) | 取締役会構成・評価 | 83% | 100% | 83% | 100% |
| | 資本効率 | 83% | 100% | 83% | 100% |
| | 少数株主保護 (政策保有等) | 83% | 100% | 83% | 100% |
| | コーポレートガバナンス | 83% | 86% | 100% | 71% |
| ESG のうち 複数テーマ | サプライチェーン | 100% | 71% | 100% | 71% |
| | ダイバーシティ | 100% | 86% | 100% | 86% |
| | 情報開示 | 100% | 100% | 100% | 100% |
| | 不祥事 | 100% | 86% | 100% | 86% |

(出典：GPIF のデータをもとに MS&AD インターリスク総研が再編)

GPIFは増加の理由に、2023年9月の自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の最終提言の公表を指摘。一方、投資家側でも複数のイニシアティブが始動するなど生物多様性への関心や気運が高まる背景もあった。例えば、22年10月には190の機関投資家（運用総額23.6兆ドル）によるイニシアティブ「Nature Action100」が開催。23年10月には、責任投資原則（PRI）の年次カンファレンス「PRI in Person」が東京で初めて開催され、129の賛同機関（運用総額9兆ドル）からなる「Spring」の設立が発表された。

この調査はGPIFが毎年公表。今回は、国内株13機関、外国株28機関、国内債券14機関、外国債券9機関が回答した。

GPIFは、2023年度版の「優れたTCFD開示」と「優れた統合報告書」の結果も公表した。

「優れたTCFD開示」は、国内株式の運用を委託している運用機関13社に、それぞれ最大5社の選定を依頼。のべ29社（前回28社）を選んだ。結果、日立製作所が最も多い回答数を獲得し、選定した運用機関からは、▽TCFD提言・実施ガイダンスに沿った内容で取り組みレベルが高い▽複数シナリオ下におけるセグメント別戦略を詳細なマトリクスで開示するなど、高いレジリエンスを有していることを明確に提示している一などが評価された。

一方、「優れた統合報告書」は最大10社の選定を依頼。のべ70社（前回67社）が選出され、伊藤忠商事が最多だった。運用機関から、▽前期からの課題や施策・取組状況・新たな課題までの時系列を意識した組立て▽それぞれの事業に関連性の高いリスク・機会の分析▽それらに対する事業投資の考え方を詳細に記載——などを評価するコメントが挙がった。

* パッシブ：市場全体の値動きと同様の投資成果を目指す運用手法

** アクティブ：株価の上昇が期待される銘柄を厳選して投資し、ベンチマークを上回る投資成果を目指す運用手法

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部

リスクマネジメント第三部

interrisk_csr@ms-ad-hd.com（危機管理・コンプライアンスグループ）

interrisk_erm@ms-ad-hd.com（統合リスクマネジメントグループ）

CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com（危機管理・サイバーリスクグループ）

リスクマネジメント第五部

kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）

sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

<危機管理・サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

<サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD支援）

<サステナビリティ第二グループ>

- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2024

MS&AD インターリスク総研は、2024年4月、これまでのホームページを刷新し、リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム「RM NAVI(リスクマネジメント ナビ)」をリリースしました。

「RM NAVI」は、MS&AD インターリスク総研の知見をフル活用して、情報提供から実践までをトータルサポート。

コンサルタントの豊富な経験と、最先端のデジタルサービスで、リスクに強い組織づくりを支えます。

あなたに寄り添い、最適な答えへと導く、リスクマネジメントの羅針盤です。

リスク対策がわかる。 組織がかわる。

リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム



RM NAVI

リスクマネジメントナビ

こんなお悩みはありませんか？

リスクが多様化・複雑化し、
最新ノウハウを
得ることが困難に…

リスク対策を
効率化したいが、
リソースが足りない…

情報セキュリティや
BCPなどのリスク対策が
進んでいない…

RM NAVIが最適なリスクマネジメントへと導きます



MS&ADインターリスク総研の知見をフル活用
して、リスクマネジメントをサポート！



現場経験豊富なコンサルタントが、
最新の情報を提供！



最先端のデジタルサービスを駆使して、
対策の実行までを支援！

「RM NAVI」はこちら（会員登録もこちらから可能です） >

<https://rm-navi.com>

